

R2 地域こん談会まとめ

番号	自治会名	要望事項	要望事項（文書回答）の回答内容	回答者	取組状況	取組状況の説明事項
1	畑野町自治会	<p>空き家・空き地問題の対応について 危険建物の安全措置として自発的に住民団体が行っている。市民協働という観点から処分費用の免除等の行政支援を（続く）</p>	<p>「緑会・畑野」（以降「同会」という。）については、地元の空き家対応に自主的に取り組んでいる関係もあり、団体設立から現在に至るまで、連携を取りつつ業務を進めているところで、現在においては、その活動の幅が市外にも広がっていると聞き及んでおり、空き家関連事業のニーズの高さを感じているところです。</p> <p>昨年のかん談会での質問は、平成31年3月から4月に渡り対応した空き家処分に係る費用の取り扱いに関するものであると理解しています。</p> <p>当初、この取り組みは、同会より「費用を団体負担として、ある空き家の危険性を除去したいが、空き家に手を加える面での法的な支援が欲しい」との要請を市が受けたため、市民協働の一環として同会の要望に沿った内容で地元の自発的（以降「地元側発」という。）活動を支援したものです。</p> <p>そのため、事後の費用負担は想定しておらず、結果、要望にお応えできませんでした。</p> <p>そのことについては、地元での費用負担の遠因の1つとなり、同会にご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。</p> <p>今回、この経過等を踏まえまして、今後、以下の方向で制度を運用することとします。</p> <p>①「所有者不明物件」に係る対応について</p> <p>市が自主的（以降「行政側発」という。）に講じる措置（「緊急安全措置」等）を行う際には、処分費用も含めた委託料として費用を負担することとしますが、それ以外の自発的な活動（地元側発の安全措置も含む）に関しては、空き家の所有者が原則として費用負担することとなります。</p> <p>については、「緊急安全措置」の実施を望む空き家については、手を加える前に市に相談いただければ、所有者を調査し同会を紹介することと併せて、可能であれば連絡先をお知らせすることとします（必要を認める場合は「緊急安全措置」も検討します）。</p> <p>なお、自発的な活動であっても、所有者の同意を得ることなく、その財産（空き家）に手を加えるという行為を、行政が後押しすることはできないため、地元側発の実行分の費用を市で負担することは厳しいものをご理解願います。</p>	まちづくり推進部長	⑥その他	文書回答のとおりです。

R2 地域こん談会まとめ

番号	自治会名	要望事項	要望事項（文書回答）の回答内容	回答者	取組状況	取組状況の説明事項
2	畑野町自治会	<p>(続き) 空き家・空き地問題の対応について 危険建物の安全措置として自発的に住民団体がやっている。市民協働という観点から処分費用の免除等の行政支援を</p>	<p>②「処分費用の免除」について これについては、市の処分場での受け入れを前提とした要望であると理解していますが、市の処分施設は、一般廃棄物の受け入れ施設であることを考慮すると、産業廃棄物の受け入れは、法令上極めて難しいものと考えます。 なお、行政側発の「緊急安全措置」については、産業廃棄物の運搬・処分費用が算入されています(有料であっても、産業廃棄物は市の処分場への搬入はできませんので注意願います)。</p> <p>③ ボランティア団体登録制度の「運用試験」の結果について 運用試験していた対空家ボランティア活動団体等登録制度(以降「制度」という。)は、制度試験開始当初に想定したような状況が多数に生じなかったため、現在は廃止又は縮小の方向としており、その結果、今後、登録団体に「緊急安全措置」実行の費用負担を含んだ実施委任を行うことはありません。 また、これまでの空き家対応及び試験の結果を踏まえ検討したところ、登録団体と行政が二者で取り組むのではなく、市民協働の面からも所有者と地元を繋ぐ必要性を痛感しており、今後については、同会の活動内容を空き家の所有者等にお知らせすることで地元の取り組みを認識していただいたうえで、所有者等から同会が直接業務を受注できるしくみを作る方法で制度を運用することとしました(現在、団体活動の広報及び受注可能業務を空き家所有者等に通知し直接紹介しています)。 については、登録団体の活動や業務受注範囲を空き家の所有者に対し広く広報し、直接、所有者と地元団体との結びつきを深め、市を介せずとも空き家管理が円滑に運用できるよう啓発を進めていきます。</p>	まちづくり推進部長	同上	文書回答のとおりです。

R2 地域こん談会まとめ

番号	自治会名	要望事項	要望事項（文書回答）の回答内容	回答者	取組状況	取組状況の説明事項
3	畑野町 自治会	<p>亀岡市ふれあいネットワーク制度 避難行動要支援者支援事業について避難行動要支援者名簿をもらったが、一部地域との関わりがない人がある。名簿に登録される際に、自治会加入を登録条件にしてほしい。</p>	<p>「避難行動要支援者名簿」は、災害発生時に、自宅から避難所まで自力で避難することが難しい人をあらかじめ把握し、安否確認や避難の支援に活用するため作成された名簿です。</p> <p>また、平常時からの避難訓練や見守り等に役立てていただくため、名簿情報の提供に同意をいただいた人の情報を自治会、民生委員、警察、消防等に提供させていただいているところです。</p> <p>現在、畑野町には25人【うち同意者16人】の要支援者の方が名簿に登録されており、自治会、自主防災会、民生委員等の皆様には共助、互助の取り組みとして、「災害情報の提供」、「安否確認」、「避難支援」等をお願いしたいと考えております。</p> <p>しかしながら、避難支援にあたっては、要支援者の個々の状況が分からないとお声もいただいておりますので、現在、要支援者の状況に応じた個別の避難計画の作成を進めており、今年度は、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、個別訪問等に替えて、郵送等により要支援者の状況を確認し避難計画の作成を順次進めております。</p> <p>なお、「避難行動要支援者名簿」は、自ら避難することが困難な者の範囲（要介護状態区分や障がい支援区分等）を要件として登録するものであることから、自治会加入を要件とすることはできません。しかし、災害時の対応には地域での助けあいや支えあいが非常に重要となってくることから、名簿登録者には、名簿情報の提供の同意に加え、地域の行事や避難訓練への参加、自治会への加入など、地域のつながりを持っていただけるよう周知する取り組みも併せて進めてまいりたいと考えております。</p>	健康福祉部 長	⑤困難	文書回答のとおりです。